

英国知的財産庁（UKIPO）、意匠制度についての意見募集結果を公表

2022年7月29日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、2022年7月12日、意匠制度についての意見募集結果を公表した旨、プレスリリース等にて発表した。本意見募集は、英国における意匠制度の枠組みを改善するため、2022年1月～3月に実施し、新たな機会、将来の枠組み、より良い規制という3つの主要分野について、幅広い証拠を求めていたもので、57件の回答があった。

UKIPO の意見募集結果とそれに対する政府の対応の概要は以下のとおり。

登録意匠 - 先行意匠調査（サーチ）と審査

<意見募集結果概要>

- ユーザーは英国の登録意匠制度により提供される価値とそのスピードを評価しており、サーチに関する実務の変更がこれを弱めることを望んでいない。
- 登録前のサーチ・審査の義務化について、賛成派は、意匠保護の有効性の確実性を高めると考え、反対派は、意匠登録の遅延やコスト増の可能性を懸念しており、未登録の意匠が存在するため、包括的なサーチを行うことが困難であるとの懸念も示された。
- （付与前）異議申立期間の導入に対する支持は限定的であった。登録に不必要な遅れが生じ、法的な争いが長引くという意見や、異議申立は明らかに無効な登録に対処する方法を提供するものであるとの意見があった。
- 英国が世界知的所有権機関（WIPO）の意匠のデジタルアクセスシステム（DAS）に参加することを要望。

<政府の対応>

- 政府は、英国意匠登録のスピードと価値を顧客が重要視していること、登録前のサーチや審査が意匠登録にかかる時間に影響を与えるという懸念を認識している。
- 他方で、登録前のサーチと審査によって、意匠保護の有効性の確実性が増す可能性があり、反競争的な出願への対策にもなる可能性がある。
- 政府は、サーチや審査のオプションについてさらに検討し、利害関係者の意見を求める予定。
- 政府は、意匠に関する WIPO の DAS システムへの加盟も検討する。これは、UKIPO のデジタル変革プログラムの一環として検討される予定。

意匠制度の簡素化

<意見募集結果概要>

- 様々な意匠保護の形態が重複しているため、英国の（意匠）制度は複雑である。
- 意匠と著作権制度の重複を見直し、意匠法を単一の法律に統合することを検討するよう、政府に求める声もあった。
- 小規模の企業等にとって、英国の意匠制度を理解するのが困難であることは明らかで、小規模なデザイン会社は意匠の保護方法についてほとんど知識がない。
- 回答者の半数近くは意匠が登録されることを知らず、4分の3が未登録の意匠保護についてあまり知識がないと回答。知的財産法に詳しくないクリエイターが制度を利用し、自社製品を最もよく保護する方法を理解できるよう、ガイダンスを充実させてほしいという要望が複数寄せられた。

<政府の対応>

- 政府は、英国の設計制度が複雑であることを認めている。意匠制度、特に未登録意匠を簡素化するための選択肢を調査する予定。
- 意匠法と著作権法の関係や、改革や指針の必要性についても検討する。
- デザイナーに対するガイダンスをどのように改善できるか、特定の分野に的を絞ったガイダンスを提供するなどの選択肢を検討する。

補充的非登録意匠¹の開示

<意見募集結果概要>

- 補充的非登録意匠の開示要件を明確化することを求めた。また、欧州連合（EU）や世界のどこかで開示された補充的非登録意匠を英国で存続させることができるよう、法改正を行うべきという意見もあった。
- 企業が両地域（EU と英国）で未登録の意匠保護を受けるために同時開示に頼っていることを示唆。この方法は法廷で検証されていないため、法的リスクがないとは言えない。何をもちて同時開示とするのかが明確でないことが指摘された。

<政府の対応>

- 補充的非登録意匠の開示要件について、現在、制度利用者の中に不確実性があることを認識しており、同時開示に関する不確実性も含まれる。提起された問題に対処するための選択肢について、利害関係者の意見と証拠をさらに求める予定。

将来の技術

<意見募集結果概要>

¹ 英国の EU 離脱（Brexit）後の移行期間の終了前に発生した非登録共同体意匠は、その3年間の残存期間中は、継続非登録意匠（continuing unregistered design）によって、引き続き英国において保護されており、2021年1月1日以降は、補充的非登録意匠（SUD: supplementary unregistered design）が英国法の下で利用可能となった。補充的非登録意匠は、非登録共同体意匠によって与えられる保護と類似の保護を提供するが、英国のみで保護される。英国で保護されるためには、最初に英国で開示される必要がある（従来は EU 域内で開示された非登録共同体意匠は、英国も含めて保護がなされていた）。

- 現在の制度では、3D や 4D プリントによる侵害に対して十分な保護が得られないのではないかという懸念があった。
- 表示要件の国際的な調和がとれていないため、複数の法域で出願する顧客にとって問題となる可能性があるという指摘。
- 技術の進歩が意匠の保護方法に影響を与えたと回答したのはわずか4分の1であった。3分の1は、影響はないと回答。

<政府の対応>

- 技術の発展に伴い、利害関係者は意匠を表現する方法が更新されることを望んでいる。
- 政府は、追加のファイル形式を許可することが顧客にとって有用であることを認識しているが、そのことが他の地域での出願を複雑にする可能性があることも認識しており、これらの問題をさらに検討し、利害関係者の意見を求める予定。
- 新たな技術が社会に導入されることにより、デザイナーに影響が及ぶことを認識している。そのため、技術的な変化が意匠制度に与える影響について、常に検討を続け、技術の発展を支えるために、意匠制度を柔軟なものにする方法を検討する。

公告延期²

<意見募集結果概要>

- 商業的な理由から公告延期規定が望ましいという点では、一般的なコンセンサスが得られている。期間の長さについては、12、18、30 ヶ月が提案された。
- 延期された出願についてどの情報を公表すべきかについても、様々な意見があった。

<政府の対応>

- 公告延期規定の選択肢を検討し、利害関係者の意見を求める予定。

エンフォースメント

<意見募集結果概要>

- 多くの回答者が、英国におけるエンフォースメントには費用がかかると考えている。
- 意匠意見書サービス、「訴訟費用を伴わない専門家の判断」の提供を望む意見があった。
- 調停などの代替的紛争解決サービスの利用を拡大することを支持する回答もあった。
- 無登録意匠の意図的な侵害に制裁を拡大することに強く賛成する者と同様に強く反対する意見もあった。

<政府の対応>

- 法的措置を取るための複雑さとコストは、権利行使を望む小規模なデザイン会社にとって問題となる場合があるため、全ての権利者にとってエンフォースメントを容易に

² 市場に出る前にデザインが模倣されるリスクを低減するために 2006 年に導入。出願人の求めに応じて出願から 12 か月の間、意匠出願の公告を延期することができる。共同体意匠制度ではその期間は 30 か月であることもあり、その期間の妥当性や延期規程があるべきか否かにつき、意見を求めている。

するために導入できる措置があるかどうかを検討する。

- 登録意匠に対する現行の刑事罰と、未登録意匠への刑事罰の拡大について、反対意見があることを認識している。政府は利害関係者にさらなる証拠を求める予定。

今回の意見募集時には、英国が EU から離脱したことにより EU 法の適用を受けなくなったこと、欧州連合知的財産庁（EUIPO）との整合を取る必要もなくなったことにより、英国は国内の制度を定義する新たな柔軟性と機会を得ることができた旨を言及していた。他方、今回の意見募集の結果として示された「政府の対応」については、今後も継続的に検討する旨が示されているものの、現段階において明確な方向性が示されるものは多くなかったと言える。引き続き協議などは開催される予定としているが、今回の結果を見る限り、意見募集時に示された論点について、慎重な検討を求める声も多く、現行制度からそれほど大きな変革はなされない可能性がある。

- － UKIPO のプレスリリース等は、以下参照 －
(プレスリリース)

[Designs framework call for views](#)

(意見募集結果)

[Calls for views on designs: Analysis of responses](#)

[Call for views on designs: Government response](#)

[Designs framework survey: Analysis of responses](#)

- － 最近の UKIPO の動向や意見募集に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、AI と知的財産 \(著作権・特許\) に関する協議結果を公表 \(2022 年 6 月 28 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、意匠制度についての意見募集を開始 \(2022 年 1 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集結果を公表 \(2022 年 1 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、標準必須特許 \(SEP\) に関する協議を開始 \(2021 年 12 月 7 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、AI と知的財産 \(著作権・特許\) に関する協議を開始 \(2021 年 10 月 29 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の新たなイノベーション戦略における知的財産に関する取組について公表 \(2021 年 8 月 4 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集を開始 \(2021 年 6 月 8 日\) \(PDF\)](#)

- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、AI と知的財産の関係に関する意見募集の結果を公表 \(2021年 3月 24日 \(PDF\)\)](#)
- [AI と知的財産に関する英国高等法院及び英国知的財産庁の動向 \(2020年 9月 25日\) \(PDF\)](#)

(以上)